

1 風致地区のあらまし

(1) 風致地区とは

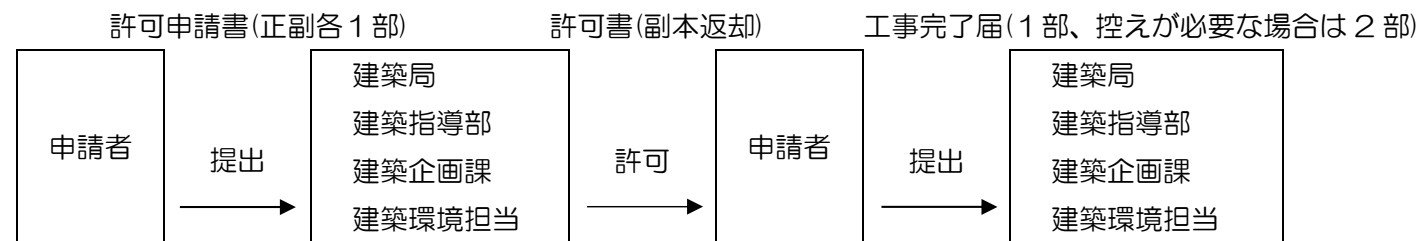
風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区をいいます。
横浜市では、昭和 16 年に 10 地区 2,847ha を風致地区に指定したのをはじめとして、昭和 45 年に横浜市風致地区条例を制定し、昭和 48 年に 16 地区を指定し、現在、区域総面積 3,710ha を指定しています。
指定に当たっては、良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定しています。
風致地区において、風致の維持に影響を及ぼす次の行為をしようとする場合は、横浜市風致地区条例により、市長の許可を必要とします。

(2) 許可が必要な行為

- ア 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築・改築・増築または移転
- イ 建築物等の色彩の変更
- ウ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更（以下「宅地の造成等」という。）
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 木竹の伐採
- カ 土石の類の採取
- キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(3) 申請手続きの流れ

建築物等の建築、宅地の造成等、木竹伐採等の許可申請窓口は、すべて建築局建築企画課 建築環境担当 です。



《申請から許可までの標準処理期間 15 日》

(4) その他

- ア 建築物等の建築については、建築基準法に基づく確認申請書を提出する前に、風致地区内行為許可申請書を提出してください。
- イ 山手風致地区は、景観法及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく手続きがあります。風致地区内行為許可申請書を提出する前に、**都市整備局 都心再生課**（TEL.045-671-2673）で必要な手続きをお願いします。また、同法及び同条例では建築物の高さの算定方法が異なりますので、ご注意ください。
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域内や区域に隣接する場合は、神奈川県横浜川崎治水事務所（TEL.045-411-2500）にご相談ください。
- エ 円海山風致地区（第 1、2 種風致地区）は、大部分が「首都圏近郊緑地保全法」に基づく「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」に指定されており、建築物及びその他の工作物の新築や、宅地の造成等を行う場合は、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき事前に届出が必要ですので、みどり環境局 公園緑地管理課（TEL.045-671-3946）にご相談ください。

1 風致地区のあらまし

(1) 風致地区とは

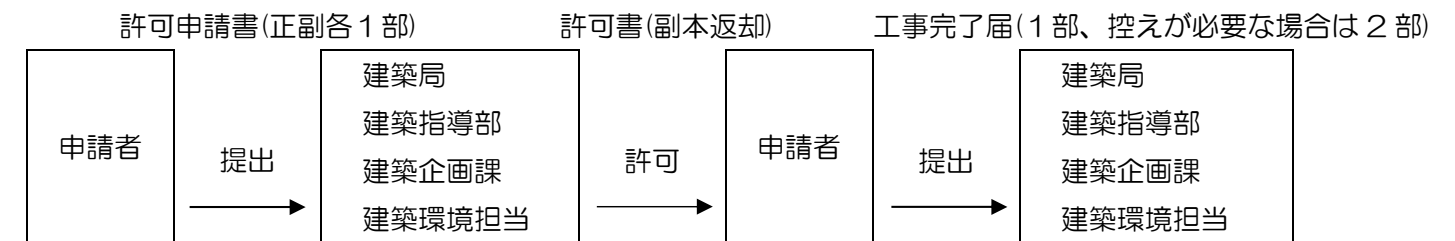
風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区をいいます。
横浜市では、昭和 16 年に 10 地区 2,847ha を風致地区に指定したのをはじめとして、昭和 45 年に横浜市風致地区条例を制定し、昭和 48 年に 16 地区を指定し、現在、区域総面積 3,710ha を指定しています。
指定に当たっては、良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定しています。
風致地区において、風致の維持に影響を及ぼす次の行為をしようとする場合は、横浜市風致地区条例により、市長の許可を必要とします。

(2) 許可が必要な行為

- ア 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築・改築・増築または移転
- イ 建築物等の色彩の変更
- ウ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更（以下「宅地の造成等」という。）
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 木竹の伐採
- カ 土石の類の採取
- キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(3) 申請手続きの流れ

建築物等の建築、宅地の造成等、木竹伐採等の許可申請窓口は、すべて建築局建築企画課 建築環境担当 です。



《申請から許可までの標準処理期間 15 日》

(4) その他

- ア 建築物等の建築については、建築基準法に基づく確認申請書を提出する前に、風致地区内行為許可申請書を提出してください。
- イ 山手風致地区は、景観法及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく手続きがあります。風致地区内行為許可申請書を提出する前に、**都市整備局 関内関外事業推進課**（TEL.045-671-2673）で必要な手続きをお願いします。また、同法及び同条例では建築物の高さの算定方法が異なりますので、ご注意ください。
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域内や区域に隣接する場合は、神奈川県横浜川崎治水事務所（TEL.045-411-2500）にご相談ください。
- エ 円海山風致地区（第 1、2 種風致地区）は、大部分が「首都圏近郊緑地保全法」に基づく「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」に指定されており、建築物及びその他の工作物の新築や、宅地の造成等を行う場合は、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき事前に届出が必要ですので、みどり環境局 公園緑地管理課（TEL.045-671-3946）にご相談ください。